

第2章第7部
リハビリテーション

第1節 リハビリテーション料

言語聴覚療法
(区分の削除)

1 言語聴覚療法(I)			
イ 個別療法 (1単位)	250点		
ロ 集団療法 (1単位)	100点		
2 言語聴覚療法(II)			
イ 個別療法 (1単位)	180点		
ロ 集団療法 (1単位)	80点		
3 言語聴覚療法(III)			
イ 個別療法 (1単位)	100点		
ロ 集団療法 (1単位)	40点		

(削除)

注1 1、2及び3については別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

注2 個別療法については、患者1人につき1日3単位に限り算定するものとし、別に厚生労働大臣が定める患者以外の患者に対し、1月に合計11単位以上行った場合は、11単位目以降のものについては、所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。

注3 集団療法については、患者1人につき1日

2単位、かつ、1月に合計8単位に限り算定する。ただし、急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後180日以内のものについては、1日2単位、かつ、1月に合計12単位に限り算定する。

注4 同一の患者に対して、個別療法と集団療法を同一日に行った場合は、個別療法の所定点数のみにより算定する。

注5 急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者に対して、リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、言語聴覚療法(I)（個別療法に限る。）又は言語聴覚療法(II)（個別療法に限る。）を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、早期リハビリテーション加算として、それぞれ次に定める点数（15歳未満の患者に対して行った場合は、それぞれ次に定める点数の100分の200に相当する点数）を所定点数に加算する。

イ 発症後14日以内に行われた場合（1単位につき） 100点

ロ 発症後15日以上30日以内の期間に行われた場合（1単位につき） 80点

ハ 発症後31日以上90日以内の期間に行われた場合（1単位につき） 30点

(区分の新設)

(新設)

脳血管疾患等リハビリテーション料

- 1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) (1単位) 250点
- 2 脳血管疾患等リハビリテーション料(II) (1単位) 100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、それぞれ発症、手術又は急性増悪から180日以内に限り1日6単位を限度として所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者であつて、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合には、180日を超えて1日6単位を限度として所定点数を算定することができる。

摂食機能療法

(名称の変更)

摂食機能療法

摂食機能療法 (1日につき)

(算定要件の緩和)

注 摂食機能障害を有する患者に対して、30分以上行った場合に限り、1月に4回を限度として算定する。

注 摂食機能障害を有する患者に対して、30分以上行った場合に限り、1月に4回を限度として算定する。ただし、治療開始日から起算して

(区分の新設)

(新設)

3月以内の患者については、1日につき算定できる。

障害児(者)リハビリテーション料(1単位)

- 1 6歳未満の患者の場合 190点
- 2 6歳以上18歳未満の患者の場合 140点
- 3 18歳以上の患者の場合 100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の3及び第43条の4に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設又は同法第27条第2項に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの入所者又は通所者であって、厚生労働大臣の定める患者に対して、個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、患者1人につき1日6単位まで算定する。